

# くらしの安心情報

情報ファイル NO.229

令和3年8月10日

友人から「オンラインサロンで稼ぎ方を学べる」と勧誘され入会しましたが、契約前に聞いていた内容とは違っていたので解約したいのですが...

## 相談内容

【相談者 20代 男性】

友人から「オンラインサロンで稼ぎ方を学べる」などと勧められ、月会費1万円のオンラインサロンに入会しました。しかし契約前に聞いていた内容とは違い、情報商材等に費用がかかり、また人に紹介すると自分に紹介料が入るといった内容だとわかりました。解約し、返金してほしいのですが...。 オンラインサロンとは、インターネット上の会員制コミュニティのこと

## 対処方法

友人やSNSで知り合った人から勧誘され、オンラインサロンに入会したが、「稼げるような内容ではなかった」「中身が聞いていた話と違う」という相談が寄せられています。

オンラインサロンは、会員以外はアクセスできない閉鎖的なコミュニティであるため、事前に中身を確認できないので注意が必要です。

- ・確実にもうかる話はまずありえません。 友人・知人から勧誘される“もうけ話”であっても、怪しいと思ったら安易に事業者に連絡しないでください。
- ・あとから高額な契約を勧められた、人に紹介するよう言われた等、話が違と思ったら、その時点できっぱり断ってください。
- ・オンラインサロンを利用する際には、契約前に、契約条件や契約内容を必ず確認しましょう。トラブルに備えて、事業者とのやり取りの記録は、必ず残しておきましょう。

万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)

オンラインサロンに入会しないか？



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890